11 経済産業省（特区第10次 最終回答）

管理コード	具体的事業を実現するために必要な措置（事項名）	該当法令等	制度の現状	提案の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	提案事項管理番号	提案主体名	制度の所管・関係官庁
110010	市町村に対しての工場立地法の制限緩和	工場立地法第4条 工場立地法第4条の2	〔第4条〕国は、製造業等の業種の区分に応じ、生産施設、緑地及び環境施設それぞれの面積の敷地面積に対する割合に関する事項につき準則を公表している。 〔第4条の2〕都道府県が、国が全国的な観点から定めた緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合に関する事項に係る準則に代えて、区域を区切り、その区域の実状に則した準則（地域準則）を定めることができる。	敷地面積9,000㎡以上又は建築面積3,000㎡以上の工場に限っては環境保全の配慮から、工場内に敷地の20%以上の緑地を植えるように義務付けている。しかし、もともと山林の多い市町村に関しては、工場内に緑地を増やさなくても山林があるので、そのような市町村に工場を建設する場合は、敷地内の緑地、環境施設面積の割合を減らし、生産施設面積の割合を増やして工場を立地することができるようにする。	豊前市は福岡県の東南端に位置し、北を周防灘、南を犬ヶ岳、求菩提山があり、海と山の自然に囲まれている市である。特に山林は市の面積の60%以上を占めており、農業用耕地を合わせて80%近（を占める緑豊かな田園都市である。このような自然環境に恵まれている市町村は、工場内の緑地を増やしても工業都市、大都市と違い、工場立地法で謳われている緑地の効果はあまりないように思われる。そこで山林が市町村面積の50%以上を占めている市町村については工場立地法の特定工場の緑地を含む環境施設を10%以上とし、残りの立地法制限との差を生産施設面積比率の上限に上乗せできるようにする。	豊前市では、工場立地法の工業団地特例を受けている団地があるのだが、団地の分譲はすでに完了しているので、団地内にある体育施設等を工場用地にしてはどうかという意見が出た。しかし工場立地法の環境施設等面積割合の規制により困難であることが判明するのだが、その時に市内の50%以上が山林の当市で緑地が足りないということに違和感を感じた。緑地が多い当市ならば、工業化の進んだ市町村より、最小限度の環境施設のみで工業立地は可能なのではないか、そうすることによって、企業の用地取得コストを上げたり、自治体の提供する用地と企業側が確保したい面積に相違が生じやすかったりと工場を誘致するときに発生する支障を解消することができ、地域産業の活性化につながる。工場立地法の緑地、環境施設に関する規制の緩和そして生産施設面積比率上限の増加をお願いしたい。	C	—	工場立地法の目的は、「工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われること」にあるため、ご提案のような敷地内において緑地等を減した面積率を生産施設面積率に上乗せするという手法については、対応は困難である。 なお、産業構造審議会において、①緑地面積率及び環境施設面積率については、現在、自治体からの要望や実需等を踏まえつつ、地域の実状に応じた緑地面積率等の設定が一層可能となるよう検討を行っているところ、②また、生産施設面積率についても、昨今の工場の環境保全を巡る状況を踏まえた見直しの要否について検討を行っていく予定である。	右提案主体からの意見を踏まえて、提案の事情を考慮しつつ検討のうえ回答されたい。 また、産業構造審議会における検討の今後のスケジュール等についても明らかにされたい。	提案は、緑地が多い市町村について、工場内の緑地等の面積を現在の工場立地法より少ない面積で立地することができ、その分生産施設面積にいくらか還元できるようにするということでありました。 しかし、今回のご回答は、内容が漠然としており、提案内容のどこがどのように問題なのか、なぜ工場立地法の目的に合わないのかが明確ではありません。 したがって、具体的な問題点や検討が必要な部分、またどのような検討がなされたのか等をご明示してください。（別提案）	C	—	工場立地法の趣旨は、個々の工場の敷地ごとに、その敷地内における生産施設面積の割合を一定基準以下に抑制することもに、同敷地内に一定割合以上の緑地等面積を確保することで、その周辺環境との調和を図ることにある。この場合において、生産施設については、業種ごとに周辺環境に与える影響が異なるため、業種ごとに異なる面積割合を上限値として定している。また、緑地等については、業種にかかわらず一定の面積割合を下限値として定めている。したがって、この法律において、生産施設面積と緑地等面積は相互に連動する関係にはないため、ご提案については対応は困難である。 なお、前回の回答の①に係る検討については、平成17年10月11日付け「構造改革特区の第7次提案に対する政府の対応方針」において、平成18年度中に措置するものとされているこころ。また、②に係る検討については、平成19年夏頃までを目途に取りまとめを行う予定。	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	1042010	豊前市	経済産業省
110020	工場立地法の弾力的運用	工場立地法第4条	国は、製造業等の業種の区分に応じ、生産施設、緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合に関する事項につき準則を公表している。 緑地面積の敷地面積に対する割合についての準則は第2条で20%以上、環境施設面積の敷地面積に対する割合についての準則は第3条で25%以上、環境施設の配置についての準則は第4条で環境施設のうちその面積の敷地面積に対する割合が15%以上になるものを当該工場等の敷地の周辺部と定められている。	各工場の敷地面積に取り方について、一区画内の土地に加え、「飛び緑地」についても工場敷地面積に算入する。	各工場の敷地面積に、下記のような一定要件を満たす「飛び緑地（借地を含む）」を算入できるように工場立地法を弾力的に運用する。 ①住宅地を含まない2一団の工場（事業所を含む）の集積地区において、③その地区内の近接距離にある④同一企業用地（借地を含む）であることなど一定の要件を満たす企業の飛び緑地（借地を含む）については、工場の敷地面積に算入することができるなど工場立地法の趣旨の範囲内で同法を弾力的に運用する。	瀬戸内臨海部の工場集積地区等においては、工場敷地に余裕がなく工場建て替えに必要な緑地が確保できないために、建て替えが進められない既存工場が多い。この結果、工場の施設更新や増設など建て替えや、建て替えに伴う新たな緑地整備が進まないほか、同工場内での建て替えを断念した工場移転による空間地が増加している。 「飛び緑地」を認めることにより、工場の建て替えに必要となる緑地の確保を容易にすることで、既存工場の老朽化した施設の省エネ・環境配慮型施設への更新や建て替えの際に必要な新たな緑地の確保が促進されることが期待できる。	C	—	工場立地法の趣旨は、工場の敷地内に一定割合以上の緑地を整備することで、その周辺環境との調和を図ることにある。したがって、ご提案のような工場の敷地の外にある飛び緑地の算入については、法の趣旨に照らし、対応は困難である。 なお、緑地面積率及び環境施設面積率については、現在、産業構造審議会において、自治体からの要望や実需等を踏まえつつ、地域の実状に応じた緑地面積率等の設定が一層可能となるよう検討を行っているところ。	右提案主体からの意見を踏まえて検討のうえ回答されたい。 また、産業構造審議会においては「飛び緑地」についても検討される予定はあるのか、今後のスケジュール等と併せて明らかにされたい。	○現在、工場立地法の見直しを検討されていることは承知する。産業構造審議会においては、ご検討中の「緑地面積率等の規制緩和」に加え、「一定地域内の緑地確保」といった観点からも併せてご検討いただきたい。 ○「飛び緑地」は、企業、市民、自治体がともに前向きに地域の緑化に取り組んでいるなかで、物理的に敷地の拡大が困難な場合でも可能な「緑地全体の緑地の拡大」を目的としている。工場等のみが立地する一定要件を満たす一団の地区に限定して適用するものであり、工場立地法の趣旨・目的を逸脱するものではないと考える。	C	—	ご提案のような工場の敷地の外にある飛び緑地の算入については、前回の回答のとおり、工場立地法の趣旨に照らすと、対応は困難である。 なお、現在、産業構造審議会で、地域の実情に応じた緑地面積率等の設定が一層可能となるよう検討を行っているところであり、ご要望の「一定地域内の緑地確保」という観点も考慮しつつ、更なる検討を進めてまいりたい。また、この検討については、平成17年10月11日付け「構造改革特区の第7次提案に対する政府の対応方針」において、平成18年度中に措置するものとされているこころ。	右提案主体からの再意見を踏まえて再度検討のうえ回答されたい。	産業構造審議会で検討中ということであり、その動向を注視していきたい。 なお、既存工場の緑地面積率は地域により否応の差があり、また、地域の環境に対する取り組みも異なっている。地域の実情に合わせて、各工場の緑地確保の負担感を減少させながら、地域全体としての緑地を増加させる方法「飛び緑地など」についても、更なる検討をお願いしたい。	C	—	工場の敷地の外にある飛び緑地の算入については、従前の回答のとおり、工場立地法の趣旨に照らすと、対応は困難である。 なお、緑地面積率等の設定に関しては、産業構造審議会の検討を踏まえ、現在検討中の地域産業活性化法案（仮称）において、市町村レベルで、工場周辺の生活環境の保持を図る必要性が小さい区域において、環境保全に配慮しつつ、面積率の一段の緩和適用を可能とする制度の導入について検討を進めているところ。	1080080	兵庫県	経済産業省
110030	原動機付自転車等の課税標識の様式緩和 （松山選択希望制ナンバープレート特区①）	工業標準化法第13条、第67条	日本工業規格（JIS）の改正にあたっては、工業標準化法第13条において、利害関係を有する者の意向を反映することとされている。 また、同法第67条において、国及び地方公共団体はJISを尊重しなければならないとしている。	通達により規定されている原動機自転車等の課税標識（以下、「ナンバープレート」という。）について、緩和により市独自のナンバープレートの交付を可能とする。	ナンバープレートの様式を緩和し、観光・地域振興等に活用する。 具体的には、 ・上段に市名のほか、「地域名及び図」を表示し、「市」は表示しない。（仮称）「道後・松山」 ・上段部分の下地へ規定色以外の色を塗布し、安全運転の向上に向けたアピールを併せて行う。 ・上位のケタ数字が有効数字でない場合は、「-」に代わり「0」を表示する。 本特例措置の実施は、共同提案事業者と協力して行うことで、松山市総合計画の「物語のある観光日本一のまちづくり」で目指している観光客数の増加に向けた取組みを推し進める。	「道後」は、松山市の観光拠点で、「坂の上の雲」のまち再生計画」の中心地域の一つであるにもかかわらず、アンケート調査によると「道後温泉は松山市にある」という認知度は低い。 そこで観光・地域振興をさらに押し進めるため、縦和されたナンバープレート（仮称）「道後・松山」と表示し、「道後（温泉）は松山市にある」という事実をはじめ、地域の活性化に向け共同提案事業者と協業していく。 〔措置の具体的効果〕 ・松山市の啓発 「道後・松山」を表示した原動機付自転車が動く広告塔となる。 ・地域への想い 松山市民をはじめ、全国各地の松山市出身者に対し、松山市への思いを臨成させるメッセージを共同提案事業者と共に発信できる。 ・安全運転の向上 注目されることにより運転マナーの向上に寄与する。	E	—	事実誤認 〔当省においては提案にかかる規制は所管していない〕		本提案にあるナンバープレート（原動機付自転車用番号標）については、日本工業規格（JIS）において様式が規定されているところであり、また、貴省が所管する工業標準化法第67条は、国及び地方公共団体に対するJISの尊重義務を定めたものであると認識している。 したがって、本提案の内容の実現にあたって、JISを改正する必要はないのか、あるいは法第67条の尊重義務に係る特例措置を講じる必要はないのか等を含め、貴省において必要な対応を示されたい。	JIS規格では、ナンバープレートの上段に「市」を入れるようになっているが、全国ブランドである「道後」の地域名を入れたオンリーワンのナンバープレートを導入して、観光・地域振興を図りたいため、「市」を省く特例措置を講じてほしい。	D	—	JISの改正にあたっては、工業標準化法第13条において、利害関係を有する者の意向を反映することとされており、本提案者、総務省等の利害関係人から申出があれば、検討を行うことは現行の法令の規定においても可能。 なお、法第67条の尊重義務の特例措置については、利害関係人からの申出に基づきJISの改正を検討すれば事足りることであり、その必要性はないものと考える。						D	—		1066010	松山市、愛媛県二輪自動車共同組合、中予地区自転車販売店協会	総務省 経済産業省
110041	焼酎排液からエタノールを抽出できる規制緩和	アルコール事業法第6条第1号 アルコール事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準について	法第6条においては、アルコール製造事業の許可の基準を規定しており、第1号においては、事業を的確に遂行するに足りる経理の基礎及び技術的能力を有することとしている。 また、審査基準においては、第6条1号の経理的基礎及び技術的能力について、「経理的基礎」とは、経営状態等から総合的に判断して、資金面において継続的な事業活動が可能な状態をいい、また、「技術的能力」とは、技術者の略歴・資格等から総合的に判断して、技術面において継続的な事業活動が可能な能力をいうと規定している。	アルコール事業法で規定されている、「適確に遂行するに足りる経理的基礎」で技術基盤の充実がなされないベンチャー企業への配慮、及び、「技術的能力」でまたる技術者の職歴及び資格・免許の取得状況の項目の資格緩和。	①酒造会社にプラントを設置することで、焼酎排液の熱エネルギー（100℃）を有効に活用できる。即ち、排液に含まれるエタノールの抽出、及び排液中の有機物を固形燃料化するエネルギーに活用でき、使用する化石燃料の軽減を図る事が出来る。設置予定の酒造会社の排液には、10%前後のエタノールが含まれており、一日400㎥のエタノールが生産出来ます。 ②E10対応エタノールを自動車メーカーと共同で生産し、志布志市の公用車や市民に使用して頂く計画です。 ③志布志市で実証した後、鹿児島県、九州全県に普及することを計画しています。	①アルコール事業法第6条第1項の経理的基礎及び技術的能力について、私共はベンチャー企業で資本の蓄積が〈資金的には余裕がない状態であり、同許可基準での事業化は困難と考えています。また、技術的能力の項で、指導要綱には主たる技術者の資格・免許等が必要とありますが、その取得は大きな問題です。焼酎排液は資格を持った技術者が飲料アルコールを生産した残渣であり、排液からの再度の酒造技術は不要かと考えています。 ②アルコール事業法の基準達成費用と処理受託との問題でアルコール事業は断念した経緯があります。 ③許可基準の数値が低くなる。	アルコール事業法第6条第1号で規定している経理的基礎については、事業を継続的に行えるかについて、財務諸表等を持って確認をするものである。また、技術的能力については、主たる技術者の職歴、資格等により、技術面において事業を継続的に行えるかについて確認するものであり、アルコール事業法において固有の資格や免許を規定しているものではない。これらは必要最小限の客観的要件を求めているものであり、申請者がアルコール製造事業許可を取得する上で実質的な障壁となる性質のものとはなっていない。 また、事業化以前の段階で、試験研究のために製造を行う場合には、試験研究承認制度があり、試験研究用として承認を得ることによりアルコールの製造を行うことが可能である。 以上より、現行制度で対応可能であると考えられる。具体的な申請方法等については、最寄りの経済産業局にお問い合わせ頂きたい。		D	—						D	—		1111010	株式会社環境基礎研究所	経済産業省
110042	焼酎排液からエタノールを抽出できる規制緩和	—	—	「経済産業省令で定める基準」の販売業者に対する数量（日量400㎥）の緩和。	①酒造会社にプラントを設置することで、焼酎排液の熱エネルギー（100℃）を有効に活用できる。即ち、排液に含まれるエタノールの抽出、及び排液中の有機物を固形燃料化するエネルギーに活用でき、使用する化石燃料の軽減を図る事が出来る。設置予定の酒造会社の排液には、10%前後のエタノールが含まれており、一日400㎥のエタノールが生産出来ます。 ②E10対応エタノールを自動車メーカーと共同で生産し、志布志市の公用車や市民に使用して頂く計画です。 ③志布志市で実証した後、鹿児島県、九州全県に普及することを計画しています。	①アルコール事業法第6条第1項の経理的基礎及び技術的能力について、私共はベンチャー企業で資本の蓄積が〈資金的には余裕がない状態であり、同許可基準での事業化は困難と考えています。また、技術的能力の項で、指導要綱には主たる技術者の資格・免許等が必要とありますが、その取得は大きな問題です。焼酎排液は資格を持った技術者が飲料アルコールを生産した残渣であり、排液からの再度の酒造技術は不要かと考えています。 ②アルコール事業法の基準達成費用と処理受託との問題でアルコール事業は断念した経緯があります。 ③許可基準の数値が低くなる。	アルコール事業法における数量管理の規定は第6条第2号に定められているが、これについてはアルコール事業法施行規則第4条において、アルコール数量管理のために①アルコールの原料及び受払いのための設備に数量を測定できる流量計又ははかりを設けること②アルコールの貯槽内のアルコールの容量が測定できる凍面計その他の計測器を設けることを規定しているのみであり、「販売事業者に対する数量（日量400リットル）」という数量規制は、アルコール事業法では存在しない。		E	—						E	—		1111010	株式会社環境基礎研究所	経済産業省
110050	修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業の拡充	経済産業省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令第24条	修了を認められた者が、修了を認められた日から1年以内に初級システムアドミニストレータ試験を受験する場合は、別表に掲げる当該試験に係る試験の科目の一部を免除する。	現行実施されている特例措置1131（1143）「修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業」における「修了試験」について、修了認定に係る試験に使用する問題を経済産業大臣（機構が試験事務を行う場合にあっては、独立法人情報処理推進機構）から提供を受ける講座について、認定講座開設者が行う修了認定に係る試験の実施に換えて、テスト事業者が経済産業大臣から問題提供を受けることによりコンピュータを利用した試験（CBT）で随時実施できるよう拡充措置を講じる。	認定講座開設者に換えてテスト事業者が経済産業大臣（機構）が試験事務を行う場合にあっては、独立法人情報処理推進機構）から提供問題の提供を受けてCBTで随時行うことにより、認定講座開設者の講座運営上の負担を軽減し、当該措置における効率的、効果的な能力測定を適正かつ公平に行うことができる。	経済産業大臣提供が提供する筆記形式の試験では、あらかじめ定められた日時でしか受験する機会がなかったものが随時受験できるようになり、IT人材育成のより一層の促進効果をもたらすことが図れる。 さらに、講座開設者の負担となっている修了試験に関する事務の低減が図れる。	C	—	構造改革特別区域基本方針別紙1131（1143）の特定事業に係る特例措置における修了認定試験については、経済産業省告示（平成15年第248号 第1条第1項より、認定講座開設者が経済産業大臣（独立行政法人情報処理推進機構、以下「IPA」という。）が提供する問題により行う修了認定に係る試験であることが必要となっている。この場合、原則、認定講座開設者が自らの施設で直接修了認定試験を行わなければならないと考えられるが、テスト事業者等他の事業者が認定講座開設者から委託を受けて修了認定に係る試験を実施することを排除するものではないとするのが適切である。 なお、当該委託を行うにあたっては、修了試験実施にあたって認定講座開設者が法令等により求められる同等の措置を実施することが条件となる。 一方、経済産業大臣（IPA）が提供する問題により行う修了認定に係る試験におけるコンピュータを利用した試験方式（CBT）については、実際に出題する問題数や数倍の問題の作成や出題における レベル設定など、解決すべき多くの課題があり、現在情報処理技術者試験で行われているペーパー試験方式（PPT）に加えて更なる実施体制の整備が必要であることから、現在の情報処理技術者試験実施体制においてこれを実現することは不可能である。 なお、現在、官民の役割分担の観点から実施体制の見直しも含め、産業構造審議会情報経済分科会情報サービス・ソフトウェア小委員会人材育成ワーキンググループにおいて、試験制度全体のあり方を検討しているところ。	試験業務における官民の役割分担等、実施体制の見直しについて、右提案主体からの意見を踏まえて検討のうえ回答されたい。 特に、初級システムアドミニストレータ試験あっては、平成17年度にCBTの実証実験を実施したと聞き及んでいるところであるが、その結果、どのような検証がなされたのか、明らかにされたい。 また、コンピュータを利用した試験方式（CBT）の導入については、貴省や独立行政法人情報処理推進機構（IPA）においても以前から継続的に検討が進められていると承知しているが、いつ頃から開始できる見通しであるのか、併せて明らかにされたい。	テスト事業者等であっても修了試験を実施できるとのご回答をいただき、ありがとうございます。 CBTについては、経済産業大臣（IPA）から問題提供を受け、テスト事業者の自助努力によってCBTを提供するものであり、更なる過分な実施体制の整備を経済産業大臣（IPA）に求めるものではありません。 また、CBTに係る課題については、IPAにおける検討で、択一式である午前試験のアイテムバンクの充実には問題がないと報告されています。 これらの状況を踏まえ、経済産業大臣（IPA）から問題提供を受ける修了試験においてはCBTが不可能であるとのご回答について、再検討をお願いする次第です。	C	—	本件提案については、一次回答において経済産業省告示の該当条文に係る当省の見解を示しており、本提案に関する特定事業については法令に基づく規制はないものとするのが適切である。従って、構造改革特別区域法に基づく追加的な特例措置をとる必要はないものと考える。 なお、一次回答において述べたように、情報処理技術者試験（以下「本試験」という。）においてコンピュータを利用した試験方式（以下「CBT」という。）を実施するにあたっては、解決しなければならない課題がある。提案主体からの意見にあるCBTに係る独立行政法人情報処理推進機構（以下「IPA」という。）による検討とは、平成14年の第3回情報処理技術者試験評議委員会発議に対する検討状況（中間報告）（IPA）のことを指しているものと思われる。しかし、該当部分の「①アイテムバンクの充実」は、「4.今後の課題」の項で挙げてはいるものであり、かつ、本試験をCBTで行う場合を想定しているものである。本試験に加え修了認定に係る試験用に現在のアイテムバンクを活用することは本試験の実施が困難となるため、別途問題を作成するための更なる実施体制の整備が必要であるが、これまでも述べたように現在の本試験実施体制においてこれを実現することは不可能である。 平成17年度には実証実験を実施しているが、これは、CBTによる問題作成形式、試験実施におけるLAN環境、耐障害性等に係る技術的課題、障害時の対応策等を検証することが主目的であり、1教室程度の小規模な会場での運用が可能か、OS等環境を問わないで動作できるかなどについても確認を行った。なお、試験問題は紙で実施する修了試験問題と同じものを使用したものであり、アイテムバンクからのランダムな出題を想定したものではない。 また、現在、官民の役割分担やCBTの導入を含めた実施方法のあり方などについて、産業構造審議会情報経済分科会情報サービス・ソフトウェア小委員会人材育成ワーキンググループにおいて、検討を行っており、来年春までに改革案について成案を得ることとしている。						C	—		1003010	アール・ブロメトリック株式会社	経済産業省

11 経済産業省（特区第10次 最終回答）

管理コード	具体の事業を実現するために必要な措置（事項名）	該当法令等	制度の現状	提案の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	提案事項管理番号	提案主体名	制度の所管・関係官庁
110060	修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業の拡充	経済産業省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令第25条	修了を認められた者が、修了を認められた日から1年以内に基本情報技術者試験を受験する場合は、別表に掲げる当該試験に係る試験の科目の一部を免除する。	現行実施されている特例措置1132（1144）「修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業」における「修了試験」について、修了認定に係る試験に使用する問題を経済産業大臣（機構が試験事務を行う場合にあっては、独立法人情報処理推進機構）から提供を受けてCBT で随時行うことにより、認定講座開設者の講座運営上の負担を軽減し、当該措置における効率的、効果的な能力測定を適正かつ公平に行うことができる。	認定講座開設者に換えてテスト事業者が経済産業大臣（機構が試験事務を行う場合にあっては、独立法人情報処理推進機構）から修了問題の提供を受けてCBT で随時行うことにより、認定講座開設者の講座運営上の負担を軽減し、当該措置における効率的、効果的な能力測定を適正かつ公平に行うことができる。	経済産業大臣提供が提供する筆記形式の試験では、あらかじめ定められた日時でしか受験する機会がなかったものが随時受験できるようになり、IT人材育成のより一層の促進効果をもたらすことが図れる。 さらに、講座開設者の負担となっている修了試験に関する事務の低減が図れる。	C	—	構造改革特別区域基本方針別紙1132(1144)の特定事業に係る特例措置における修了認定試験については、経済産業省告示（平成18年第245号）第1条第1項より、認定講座開設者が経済産業大臣（独立行政法人情報処理推進機構、以下「IPA」という。）が提供する問題により行う修了認定に係る試験であることが必要となっている。この場合、原則、認定講座開設者が自らの施設で直接修了認定試験を行わなければならないと考えられるが、テスト事業者等他の事業者が認定講座開設者から委託を受けて修了認定に係る試験を実施することを排除するものではないとするのが適切である。なお、当該委託を行うにあたっては、修了試験実施にあたって認定講座開設者が全各等により求められる同等の措置を実施することが条件となる。 一方、経済産業大臣（IPA）が提供する問題により行う修了認定に係る試験におけるコンピュータを利用した試験方式（CBT）については、実際に出題する問題数の数倍の問題の作成や出題における レベル設定など、解決すべき多くの課題があり、現在情報処理技術者試験で行われているペーパー試験方式（PPT）に加えて更なる実施体制の整備が必要であることから、現在の情報処理技術者試験実施体制においてこれを実現することは不可能である。<br　なお、現在、官民の役割分担の観点から実施体制の見直しも含め、産業構造審議会情報経済分科会情報サービス・ソフトウェア小委員会人材育成ワーキンググループにおいて、試験制度全体のあり方を検討しているところ。	試験業務における官民の役割分担等、実施体制の見直しについて、右提案主体からの意見を踏まえて検討のうえ回答されたい。 また、コンピュータを利用した試験方式（CBT）の導入については、貴省や独立行政法人情報処理推進機構（IPA）においても以前から継続的に検討が進められていると承知しているが、いつ頃から開始できる見通しであるのか、併せて明らかにされたい。	テスト事業者等であっても修了試験を実施できるとのご回答をいただき、ありがとうございます。 CBTについては、経済産業大臣（IPA）から問題提供を受け、テスト事業者の自助努力によってCBTを提供するものであり、更なる過分な実施体制の整備を経済産業大臣（IPA）に求めるものではありません。 また、CBTに係る課題については、IPAにおいて、「4.今後の課題」の項で挙げているものであり、かつ、本試験をCBTで行う場合を想定しているものである。本試験に加え修了認定に係る試験用に現在のアイテムバンクを活用することは本試験の実施が困難となるため、別途問題を作成するための更なる実施体制の整備が必要であるが、これまでも述べたように現在の本試験実施体制においてこれを実現することは不可能である。 また、現在、官民の役割分担やCBTの導入を含めた実施方法のあり方などについて、産業構造審議会情報経済分科会情報サービス・ソフトウェア小委員会人材育成ワーキンググループにおいて、検討を行っており、来年春までに改革案について成案を得ることとしている。	C	—	本件提案については、一次回答において経済産業省告示の該当条文に係る当省の見解を示しており、本提案に関する特定事業については法令に基づく（規制はないものとするのが適切である。従って、構造改革特別区域法に基づく何ら追加的な特例措置をと必要はないものと考える。 なお、一次回答において述べたように、情報処理技術者試験（以下「本試験」という。）においてコンピュータを利用した試験方式（以下「CBT」という。）を実施するにあたっては、解決しなければならない課題がある。提案主体からの意見にあるCBTに係る独立行政法人情報処理推進機構（以下「IPA」という。）による検討とは、平成14年の第3回情報処理技術者試験評議委員会発議に対する検討状況（中間報告（IPA）のことを指しているものと思われる。しかし、該当部分の「(1)アイテムバンクの充実」は、「4.今後の課題」の項で挙げているものであり、かつ、本試験をCBTで行う場合を想定しているものである。本試験に加え修了認定に係る試験用に現在のアイテムバンクを活用することは本試験の実施が困難となるため、別途問題を作成するための更なる実施体制の整備が必要であるが、これまでも述べたように現在の本試験実施体制においてこれを実現することは不可能である。 また、現在、官民の役割分担やCBTの導入を含めた実施方法のあり方などについて、産業構造審議会情報経済分科会情報サービス・ソフトウェア小委員会人材育成ワーキンググループにおいて、検討を行っており、来年春までに改革案について成案を得ることとしている。			C	—		1003020	アール・ブロメトリック株式会社	経済産業省
110070	不法投棄された家電の家電リサイクル法の適用除外（市で分別リサイクルを行う）	家電リサイクル法第54条	市町村は、収集した特定家庭用機器廃棄物を製造業者等に引き渡すことができる。	家電4品目については、家電リサイクル法によりリサイクル料金を支払ってリサイクルすることが義務付けられているが、不法投棄された家電4品目については適用除外とし、回収した市において独自に解体、分別リサイクルを行えるようにする。	現在、不法投棄された家電4品目については市の予算でリサイクル料金を負担して法のリサイクルルートに乗せて処理している。不法投棄による家電4品目の数は、それほど多くはないが、そもそも法が違法行為である不法投棄された家電について想定したものであるかも疑問があり、不法投棄された家電4品目に限り、法の適用除外とすることにより、市の処理施設において、市独自のリサイクル処分を行ってもよいこととする。	家電4品目について、家電リサイクル法により、リサイクル料金を支払わなければならないが、不法投棄された家電については市がその料金を負担している。本来不法投棄は違法行為であり、あってはならないことであるが、現実問題として発生している。そのリサイクル料金を市が負担することは、本来の排出者負担の原則からはずれるものである。そこで、不法投棄された家電4品目については法の適用除外として、本来のリサイクルルートによらず、回収した市により独自のリサイクル処分を行ってもよいこととする。	E	—	本法第54条では、市町村が引き渡すことが可能であると定めており、引渡しを義務づけているわけではありません。したがって、市町村自らが実施することを妨げるものではありません。	当該提案の内容は、現行規定により対応可能であるものと（D）と解してよいか、回答されたい。			E	—	家電4品目について、回収した市町村が独自にリサイクル処分を行うことを規制する条項は、家電リサイクル法にはない。 なお、回収した市町村が独自にリサイクル処分を行うにあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）の廃棄物処理基準に基づいて実施されるべきと考えるが、同法については環境省の所管するところであり、当省においては所管していない。			E	—		1029160	多治見市	経済産業省 環境省
110080	新エネルギー等利用義務量の引き上げ（ソーラー特区①）	電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法第3条、第4条。	電気事業者（四国電力等一般電気事業者、PPS特定電気事業者）に対して、一定量の新エネルギーで発電した電気を利用することを法律で義務付けている。電気事業は、地域に限わらず行うことができるため、どの地域で新エネルギーで発電した電気を利用しても構わない。	現行法から算出される新エネルギー等電気の利用目標量について、地域独自の算定により引き上げる。	松山市地域の電気事業者の新エネルギー等利用目標量を引き上げることで、「環境にやさしい自然と共生するまち」を目指す。 具体的には、松山市地域の電気事業者については、松山市地域からの太陽光発電相当量を、現行法で課せられた新エネルギー等利用目標量（2010年）に上乗せすることで引き上げる。 それにより、太陽光発電余剰電力の買取りの長期保障を促し、市の太陽光発電を中心とした環境施策の円滑な推進を図る。	松山市は地球温暖化対策補助事業として、太陽光発電システム設置費補助、住宅用太陽熱利用システム設置費補助等を実施している。天候に恵まれ太陽光発電に恵まれた地域であり、市民によるソーラーパネルの設置も進んでいる。 この事業を円滑に推進するためには、電気事業者が太陽光発電余剰電力を積極的に長期にわたって購入することが必要である。 しかし、各電気事業者に課せされた利用義務量については、バンキングにより現在大幅に超過達成されている。また、電気事業者によっては、今後も利用目標量が超過できる見通しのなかで、新エネルギーの種類によっては買取制限することも考えられる。これに対し、利用目標量の引き上げ（枠拡大）によって、太陽光余剰電力の買取りの長期保障を促すものである。	C	—	電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法は、経済効率的に新エネルギーを導入していくことを目指しているため、価格は市場原理に委ねており、買取価格を保証する枠組みは存在しない。	地域特性を踏まえ、エネルギー源別の利用義務量を設定することはできないか。 また、電気料金に還元されることを問題とするならば、還元分を消費者または地方公共団体が負担することに合意が得られていることを条件としてはどうか、右提案主体からの意見を踏まえて検討のうえ回答されたい。	新エネルギー等利用義務量は市単位ではなくブロック単位である。現行制度でも四国エリアという地域に限定されている。これを市の地域で決めるのも同様ではないか、いずれにしても地域特性にあった特区制度になじむものであり、特区制度を極めて限定的に解釈することは問題である。地域特性を活かした将来のエネルギー確保という面からも効果は大きい。	C	—	電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法は、電力事業者ごとに新エネルギー等の導入を義務づけており、本法に基づき地方ブロック単位で導入を義務づけることは困難。そもそも、電力事業者に対する導入義務は一律の割合を課すこととされている（現在電力事業者ごとに異なった義務割合を設定しているが、これは法施行前の新エネルギーの利用状況に応じた経過措置）。仮に全国一律でない導入義務を課すとしても、電力会社の供給地域は地域ブロックではない（四国において他の地域の電力会社やPPS（特定規模電気事業者）が電気を供給することが可能であり、実際に供給しているＰＰＳもいる。）。このように、本法において地域ブロック単位に義務量を設定することは困難。 仮に、電力会社が地域単位で義務量を設定したとしても、当該地域について特別に高い電力料金を設定しない限り、その地域の新エネルギー導入コストは電力料金を通じ他地域の消費者により負担されることとなり、これは特区制度の趣旨からも適切ではないと思料。			C	—		1067020	松山市	経済産業省 環境省
110090	太陽光発電の余剰電力買取価格の長期保証（ソーラー特区②）	電気事業者による新エネルギー等の利用措置法	電気事業者（四国電力等一般電気事業者、PPS特定電気事業者）に対して、一定量の新エネルギーで発電した電気を利用することを法律で義務付けている。新エネルギーで発電した電気の利用に当たって、その買取価格は、基本的に市場原理に委ねられている。ただし、住宅用太陽光発電等の場合、電気事業者の判断（政府の関与はない自主的なもの）により、予め電気事業者が決めた価格による。	現行法においては、太陽光発電の余剰電力買取価格に特段に定めがなく（契約者間で決められているため、太陽光発電の余剰電力買取価格を長期に保証（新規設置から20年）する。	太陽光発電の余剰電力買取価格を現在の販売価格と同額または同額以上を長期に保証することで、ソーラーパネルの設置利用促進を図る。 ドイツにおいては「再生可能エネルギー優先のための法律」において、再生可能エネルギーで発電されるものは、買取価格及び買取期間（20年間）が政府により保証されている。 EU内、ヨーロッパ内はもちろん、中国、イスラエル、インドなど約40カ国において、ドイツの法律をモデルとする再生可能エネルギー法がすでに導入あるいは検討されている。 松山市においても、太陽光発電の余剰電力を販売価格（23円70銭）と同額または同額以上で買い取ることを長期（20年）に保証すること。	太陽光発電の余剰電力買取価格は、契約者間で決めることされているが、全国的に各電力会社は太陽光発電に協力するために自主的に「環境価値」という金額を上乗せし、販売価格と同額で購入している。松山市においても同様である。 しかし、太陽光発電は技術的発展途上段階にあり技術的発展にともない発電にかかるコストが低下した場合、余剰電力買取価格が下がることが考えられる。 そのため、太陽光発電の設備投資にあたり、余剰電力買取価格が長期に保証されていれば安心して設置することができ、太陽光利用促進を図ることができる。	E	—	電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法は、利用目標量を定めるが、経済効率的に新エネルギーを導入していくことを目指しているため、価格は市場原理に委ねており、買取価格を保証する枠組みは存在しない。	諸外国にあっては、電気事業者に太陽光、風力、水力エネルギー等によって発電された電力の最低買取価格を政府が法定で保証している事例も見受けられるが、温暖化対策を推進する観点からも、これと同様の制度を検討する考えはないか、右提案主体からの意見を踏まえて検討のうえ回答されたい。	少なくとも、現在においても、太陽光発電の余剰電力買取価格と販売価格は同じである。これを特区制度によって20年の長期保証することによってソーラー設置を促し、無限なエネルギーである太陽光発電を増やすというものであり、将来のエネルギー確保という面からも効果は大きい。	E	—	我が国においては、平成14年の電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法制定時に、固定価格買取制度と本法の採るRPS制度を比較の上、①対策効果の確実性、②義務履行に当たっての電源選択の自由度、③コスト削減インセンティブの有無、④費用負担の公平性等の観点から比較を行い、RPS制度が導入されたところ。 昨年11月～本年5月にも、総合資源エネルギー調査会新エネルギー部会において施行状況から制度評価を行い、同様の結論を得ているところであり、今のところ固定価格買取制度を導入する予定はない。			E	—		1067030	松山市	経済産業省
110100	住宅用太陽光発電システムの余剰電力販売用電力量計有効期間の緩和（ソーラー特区③）	計量法施行令第18条及び別表第3	電力量計等電気計器の有効期間は、計量法施行令別表第3において、機器構造、定格電流等により、5年、7年、10年に規定。	現行法で規定されている太陽光発電システム余剰電力販売用電力量計の有効期間（10年または7年）を太陽光発電システムの耐用年数が17年であることを踏み20年に延長することで、電力量計の検定に係るシステム設置者の費用負担が削減される。	太陽光発電システムの余剰電力販売用電力量計の有効期間（10年または7年）が規定されていることで、耐用年数内に余剰電力販売用電力量計の検定を受ける必要があるが、この有効期間を太陽光発電システム本体の耐用年数が17年であることを踏み20年に延長することで、これに係る設置者の費用負担が削減され、石油代替エネルギーである太陽光発電システム導入促進へと繋がる。	松山市は温暖な瀬戸内気候で、日照条件に恵まれた地域特性を生かし、新エネルギーの中でも特に太陽エネルギーの利用促進に重点を置いている。新エネルギー導入の大きな課題であるコスト負担を軽減するため、太陽光発電システム設置補助を平成12年度より実施している。太陽光発電システムの設置に係る更なる費用の軽減を図るため、余剰電力販売用電力量計の有効期間を太陽光発電システムの耐用年数が17年であることを踏み20年に延長する。これにより、松山市内のシステム設置者(1,949世帯）及び公共用太陽光発電システム設置事業者の費用負担が軽減されると考える。	C	—	電力量計等電気計器の有効期間は、適正な計量の実施の確保のために計器の耐久性等を考慮し、計量法施行令において規定していることろ。このため、太陽光発電システムの耐用年数が17年であることを以て、有効期間を20年に延長することは適正な計量の実施の確保の観点から困難。 なお、技術の進歩等により計器の耐久性の向上が確認された場合等には、計量行政審議会で審議の上有効期間の延長等を実施していくところ。	右提案主体からの意見を踏まえて検討のうえ回答されたい。	太陽光発電システム設置者にとって、現行法における電力量計等電気計器の有効期間は極めて短く、大きな負担となっている。松山市としては、太陽エネルギーの利用促進に重点を置いていることにより、この有効期間を延長することなど設置者の費用負担を軽減することが、太陽光発電システムの普及促進の一助となると考える。	C	—	電力量計等電気計器の有効期間は、適正な計量の実施の確保のために計器の耐久性等を考慮し、計量法施行令において規定しているところ。このため、太陽光発電システムの普及促進の一助となるために有効期間を20年に延長することは適正な計量の実施の確保の観点から困難。			C	—		1067040	松山市	経済産業省
110110	ソーラー発電の売電について	—	—	1万5千キロワット以上の電力を売電する場合は、大規模事業者に該当するが、当該規制を緩和する。	ＮＰＯや社会福祉法人など公益性のある団体がソーラー発電による売電を行う場合は、売電量に関わらず、大規模事業者には該当しないこととする。	ソーラー発電は二酸化炭素を排出しない環境にやさしい発電施設である。このソーラー発電を普及させるために、売電主体の対象を公益団体のみに限定して緩和する必要があると考える。	E	—	御提案の「1万5千キロワット以上の電力を売電する場合は、大規模事業者に該当するが、当該規制を緩和する。」については、電気事業法上の該当条文はなし。 なお、一般電気事業者にその一般電気事業の用に供するための電気を供給する事業の用に供することを主たる目的とする発電用の電気工作物の出力の合計の要件が200万kwを超える場合（電気事業法施行規則第2条第1項第1条）は卸電気事業者に該当。			E	—				E	—		1008020	個人	経済産業省
110120	修了者に対する第3種電気主任技術者試験の理論を免除する講座の開設	電気事業法第44条 電気事業法の規定に基づく（主任技術者の資格等に関する省令第6条、第7条	第3種電気主任技術者免状は、①経済産業省令で定める学歴及び実務の経験を有する者、②電気主任技術者試験に合格した者のいずれかに該当するものに交付する。 第3種電気主任技術者試験は、理論、電力、機械、法規の4科目の筆記試験で行う。	電気事業法に基づく省令の規程による電気主任技術者免状に係る学校等の認定基準は、短期大学またはこれと同等以上の教育施設の場合、電気工学または電子工学等の基礎に関する単位を修得したものに対し、さらに認定基準の学校等が同上の基礎に関し、さらに知識修得講座を開設し、この講座を修了したものに対して修了試験を行い、合格したものに対して、第3種電気主任技術者試験の理論の科目に合格したものとする。	電気、電子など基礎理論の知識習得を徹底することにより、発電分野だけでなく電子・情報分野など多方面にわたる職場での電気主任技術者の強固なステータスを確立できる。 具体的には第3種、第2種の電気主任技術者免状の認定校等が、電気工学または電子工学等の基礎に関し、さらに数単位の講座を開設する。講座開設に当たっては所轄官庁に履修計画、修了認定の基準、修了認定試験の実施方法等について提出し、同意された場合、認定講座とする。修了認定に係る試験に使用する問題は、所轄官庁（または試験実施機関）の筆復を受けるか、所轄官庁（または試験実施機関）から提供されたもので行う。	認定校においては、教育効果の点から、多くの学生が試験による取得方法を実施している。(財)電気技術者試験センターによると、ここ数年第3種受験者は全国で4万人余りでやや減少気味であり、合格率は18年度の場合、10.7％（全国）である。試験科目は理論、電力、機械、法規の4科目であり全科目も理論の知識習得がベースとなっているが、科目合格においては他の科目と同列である。従って合格の鍵を握る理論は、この特区制度によって習熟度をあげることができ、合格率、主任技術者の認知度、技術力の向上に繋がり、広範囲な電気技術への応用が期待できる。	C	—	制度の現状で述べている通り、第3種主任技術者免状を取得するには、①認定校における必要単位取得及び一定期間以上の実務経験、②試験合格のいずれかが要件となっている。 第3種電気主任技術者は電圧5万ボルト未満の事業用電気工作物（出力5千キロワット以上の電気所を除く。）の工事、維持及び運用に関する保安の監督をする非常に重要な役割をな す。そのため、試験合格により免状を取得する場合には、電気主任技術者の質を一定に確保するため、全科目に合格することが必要である。	右提案主体からの意見を踏まえて、第3種電気主任技術者試験に係る4科目のうち、「理論」科目のみを免除することの可否について検討のうえ回答されたい。 また、貴省が懸念されている電気主任技術者の質の確保については、例えば、講座の内容は貴省が別途定める基準を満たしたものとする、講座の修了試験はあらかじめ貴省の審査をクリアしたものに限る、等の要件を付することにより、本提案の内容を実現することはできないか、併せて検討されたい。	現状制度の認定校は、「電気工学または電子工学等の基礎に関するもの」は14単位となっている。これにさらに電気電子に関する知識習得の「認定講座（4単位以上）」の講座修了者に対し「電気理論」の修了試験を実施する、それに合格したものは、第3種電気主任技術者試験を受験する場合、「電気理論」のみを免除するものである。したがって、回答の②は満たされている。また、電気主任技術者の質の向上につながるものである。提案理由にも記したように、電気電子等の知識は他の3科目の試験の基礎となっており、例えば基本情報処理技術者試験の午前試験と同じ扱いｄすでに認定講座が開設されている）にできないかというものです。	C	—	電気主任技術者は、電気工作物を設置する者が保安の監督者として選任しなければならない必要資格であり、基本情報処理技術者とは位置付けが異なるものである。試験に係る4科目は電気主任技術者として必須の知識であり、4科目においてその重要性・必要性に差異はなく、「理論」のみを免除することはできない。 また、第3種電気主任技術者の免状は、試験合格で取得する場合と、認定校での必要単位取得及び一定期間以上の実務経験によって取得する場合があり、電気主任技術者の立場・役割から、その質を一定に確保するため、試験合格による取得については、全国一律に実施される試験制度が望ましいと考える。	認定校における学習意欲を高めるために、本提案のようなインセンティブを付与することはできないか。 右提案主体からの再意見を踏まえて再度検討のうえ回答されたい。	ご指摘のように、電気主任技術者及び同試験について①必置資格であること②4科目の重要性・必要性に差異はないこと③一定の質を確保の3点を満足する必要があると認識しております。本提案は優成課程校であることが第一条件であり、試験による取得の有無に関わらず主任技術者のレベルは確保されるものです。 一方、試験合格による取得は理論の知識習得度が他の3科目の合否に直接的に影響しており、試験合格のための補習授業の大半を理論に費やしているのが実情です。従って、本提案を認めて頂ければ現状を踏まえたものとなり、提案効果の一つである主任技術者の質と認知度の向上に繋がるものと考えます。何卒宜しくお願い申し上げます。	C	—	試験に係る4科目においてその重要性・必要性に差異はないが、仮に御意見の通り「理論」の知識修得度が他の3科目の合否に直接的に影響しているとするならば、「理論」はより一層重要かつ必要な科目であり、電気主任技術者の質を一定に確保するためにも、免除することはできない。また、試験合格により免状を取得する場合には、試験制度の公平性を保ち、電気主任技術者の質を一定に確保するために、全国一律に実施される試験制度が望ましいと考える。 なお、第3種電気主任技術者の免状は、試験合格に限ったものではなく、認定校での必要単位取得及び一定期間以上の実務経験で取得できるものである。試験合格によらない免状取得制度はすでに確立されている。	1038010	学校法人電波学園 名古屋工学院専門学校	経済産業省

11 経済産業省（特区第10次 最終回答）

管理コード	具体の事業を実現するために必要な措置（事項名）	該当法令等	制度の現状	提案の具体の内容	具体的事業の実施内容	提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	提案事項管理番号	提案主体名	制度の所管・関係官庁
110131	火薬類取締法における第23条（取扱者の制限）事項の年齢制限緩和	火薬類取締法第23条	18歳未満の者は、火薬類の取扱いをしてはならない。	火薬類取締法における年齢制限は18歳以上を旨としているが、特区内の特定条件下での緩和を許可していただきたい。	年齢制限を特定条件下（特区内花火業者数地内作業所にて取り扱い責任者立会いの下）にて緩和することによりオリジナル「打ち上げ花火」の作成が可能になり、地域特色を生かした、文化の継承と、オリジナル商品の開発、観光ツアー等の経済的効果が見込まれる。	秋田県大仙市は古くより花火に対する文化的認識が高い地域であり、日常的に花火が打ち上げられていたが、花火を文化認知、観光産業として利用していく上で現行法での年齢制限では若年層の文化継承、観光産業としての花火体験の応用範囲が狭くなり、花火を中心とした街の経済活性を計る上でも障害となっている。	C	—	火薬類取締法では、火薬類の取扱いは非常に危険を伴い、その取扱いを誤ると当事者のみならず、他の第三者にも重大な被害を及ぼすおそれがあるため、18歳未満の者が火薬類を取り扱うことを原則として禁止している。18歳以上としていることに関しては、その危険性にかんがみれば、例えば労働基準法第62条において、使用者は満18歳に満たない者を爆発性の原料等を扱う業務に就かせてはならないとする規定があるように、火薬類取締法第23条の年齢制限は合理的である。 当該要望に関しては、その製造が特定の作業所において責任者のもとで行うことを条件に許可することを求められているが、これをもって18歳未満の者が火薬類を取り扱うことに関して安全性を確保できるものではなく、年齢規制の緩和を認めることはできない。	貴省からの回答によれば、18歳以上という年齢制限に係る理由について労働基準法第62条を引用されているが、本提案の趣旨は、「業務」や「労働」としてではなく、体験学習の一環として、製造工程の中でも「仕込み」や「玉貼」に限り煙火の製造に携われるようにしたい、というものであることから、両者を同様に論じる合理的な理由が不明確であると思われる。 なお、火薬類を配合するものではない「仕込み」や「玉貼」作業は危険の少ない取扱いであり、法第23条第3項に基づき年齢制限の適用を除外することはできないか、右提案主体からの意見を踏まえて検討のうえ回答されたい。	提案事項についての具体的な緩和年齢要求（特区内）と花火製造過程における限定提案。年齢制限については現行の18歳以上から15歳以上に緩和していただきたい。特色ある日本文化の体験・継承ということから、少なくとも人生の選択の岐路にある中学生あたりの年齢での体験が望ましい。 また、製造については煙火製造従事者の監督の下、一度に製造にあたる人数を制限し、危険度の少ない「仕込み」「玉貼」の工程（補足資料参照）に限定したい。緩和についてのアドバイスをいただきたい。	C	—	（仕込み） 煙火の製造においては、黒色火薬のような摩擦・衝撃などに非常に敏敏で、容易に発火するといった性質を有する火薬類を使用している。製造工程のうち「仕込み」の段階は、このような火薬類に直接触れる工程であり、経験を有する製造者であっても作業環境の徹底管理や相当の注意力が必要とされる、非常に危険を伴う作業である。 よって、安全確保上、危険度が少ないとは到底考えられないものであり、13歳以上に緩和するという要望に対応することは困難である。	右提案主体からの再意見を踏まえて再度検討のうえ回答されたい。 また、18歳以上という年齢制限に係る合理的な理由についても、併せて回答されたい。	前回の意見提案事項の「玉貼」については現行法において可能との お答えをいただいたが、「仕込み」の工程については割薬について危険との判断が下されたと思う。 割薬の種類を危険度の低いものだけに限定し、再提案したい。第23条が出来た当時は現素敵系の火薬が主であったが、現在ではより安全性が高くなった火薬（補足資料・割薬の配合）を使用している場合が多く、使用火薬を限定しての再提案したい。緩和について前向きなアドバイスをいただきたい。	C	—	割薬に使用される火薬類は、法制定当時に使用されていたものより危険性の低い火薬類に変わってきていることは事実であるが、一方、煙火製造所での事故では依然大きな被害が発生しており、煙火製造現場の危険性が高いことに変わりはなく、18歳未満の者が作業に従事することは認められない。公共の安全を確保するという法の趣旨から考えても、保安が確保できない危険な行為を認めることに対して前向きに対応することはできない。 なお、18歳という年齢制限は既に労働基準法第62条に規定されているところであるが、この趣旨は、衛生学的に筋肉力が弱く、また危害を十分に自覚しない発育過程の年少者の保護を目的とするものである。今回の提案は、「業務」や「労働」ではなく「体験学習」ではあるが、行為の危険性は「労働」で火薬類を製造する場合と「体験学習」で製造する場合とで変わるものではなく、かかる年齢制限は合理的であると考える。	1065020	花火ときめきチーム	経済産業省
110132	火薬類取締法における第23条（取扱者の制限）事項の年齢制限緩和	火薬類取締法第23条	18歳未満の者は、火薬類の取扱いをしてはならない。	火薬類取締法における年齢制限は18歳以上を旨としているが、特区内の特定条件下での緩和を許可していただきたい。	年齢制限を特定条件下（特区内花火業者数地内作業所にて取り扱い責任者立会いの下）にて緩和することによりオリジナル「打ち上げ花火」の作成が可能になり、地域特色を生かした、文化の継承と、オリジナル商品の開発、観光ツアー等の経済的効果が見込まれる。	秋田県大仙市は古くより花火に対する文化的認識が高い地域であり、日常的に花火が打ち上げられていたが、花火を文化認知、観光産業として利用していく上で現行法での年齢制限では若年層の文化継承、観光産業としての花火体験の応用範囲が狭くなり、花火を中心とした街の経済活性を計る上でも障害となっている。	C	—	火薬類取締法では、火薬類の取扱いは非常に危険を伴い、その取扱いを誤ると当事者のみならず、他の第三者にも重大な被害を及ぼすおそれがあるため、18歳未満の者が火薬類を取り扱うことを原則として禁止している。18歳以上としていることに関しては、その危険性にかんがみれば、例えば労働基準法第62条において、使用者は満18歳に満たない者を爆発性の原料等を扱う業務に就かせてはならないとする規定があるように、火薬類取締法第23条の年齢制限は合理的である。 当該要望に関しては、その製造が特定の作業所において責任者のもとで行うことを条件に許可することを求められているが、これをもって18歳未満の者が火薬類を取り扱うことに関して安全性を確保できるものではなく、年齢規制の緩和を認めることはできない。	貴省からの回答によれば、18歳以上という年齢制限に係る理由について労働基準法第62条を引用されているが、本提案の趣旨は、「業務」や「労働」としてではなく、体験学習の一環として、製造工程の中でも「仕込み」や「玉貼」に限り煙火の製造に携われるようにしたい、というものであることから、両者を同様に論じる合理的な理由が不明確であると思われる。 なお、火薬類を配合するものではない「仕込み」や「玉貼」作業は危険の少ない取扱いであり、法第23条第3項に基づき年齢制限の適用を除外することはできないか、右提案主体からの意見を踏まえて検討のうえ回答されたい。	提案事項についての具体的な緩和年齢要求（特区内）と花火製造過程における限定提案。年齢制限については現行の18歳以上から15歳以上に緩和していただきたい。特色ある日本文化の体験・継承ということから、少なくとも人生の選択の岐路にある中学生あたりの年齢での体験が望ましい。 また、製造については煙火製造従事者の監督の下、一度に製造にあたる人数を制限し、危険度の少ない「仕込み」「玉貼」の工程（補足資料参照）に限定したい。緩和についてのアドバイスをいただきたい。	D	—	（玉貼） 製造工程のうち、「玉貼」の作業工程については、火薬類取締法施行規則第84条第1項第2号ロに該当することから、現行においても18歳未満の者に行わせることは可能である。						D	—		1065020	花火ときめきチーム	経済産業省
110140	火薬類取締法における第25条（消費）事項の規制緩和	火薬類取締法第25条	火薬類を爆発させ、又は燃焼させようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。 また、都道府県知事は、その爆発又は燃焼の目的、場所、日時、数量又は方法が不適当であると認めるときその他その爆発又は燃焼が公共の安全の維持に支障を及ぼす虞があると認めるときは、前項の許可をしてはならない。	火薬類取締法における消費は都道府県知事の許可を旨としているが、許可権限の数量規制を特区内のみ緩和していただきたい。	消費量許可数量制限を緩和することにより、地区内花火の消費量が拡大し、花火業者のみならず「花火の街」としての花火大会の数も増加することが見込まれ、それに伴う観光客の増加と過年分数化が可能となる。	秋田県大仙市は古くより花火に対する文化的認識が高い地域であり、日常的に花火が打ち上げられていたが、現行法での規制数量では花火業者が日常的に打ち上げられる数が制限されており地域内の需要に即応できない。商工会議所やNPO法人、TMO等が花火を中心とした街の経済活性を計る上でも障害となっている。	E	—	火薬類取締法では、火薬類の消費許可に際し、その爆発又は燃焼の目的、場所、日時、数量又は方法が不適当であると認めるときその他その爆発又は燃焼が公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、消費の許可をしてはならないとさせている。これは、公共の安全への影響の有無に消費許可をかからしめるものであって、数量の制限をしているものではない（数量のみならず目的・場所等他の要件も含めて総合的に評価し、公共の安全維持に問題がないと認められれば、数量自体に特段の制限はない）。	火薬類取締法施行規則第49条第1条第4号は煙火「打上げ花火」についての無許可消費数量を定めたものであると認識しているので、当該規制の緩和について提案主体からの意見を踏まえて検討されたい。もし緩和できないということであれば、当該制限数量に係る根拠を示されたい。 また、同法第25条に基づく（都道府県知事の許可についても、火薬類の爆発又は燃焼の目的、場所、数量又は方法が適切で、かつ公共の安全の維持に支障を及ぼさないと認められれば、日時は特定されるものではなくとも、ある一定の期間でもって包括的な許可（ただし、実際に消費しようとする場合は、事前に目時を都道府県知事に届け出るものとする。）をすることはできないか、併せて検討のうえ回答されたい。	提案事項についての具体的緩和要求について、特区内での花火打ち上げに対し、火薬類取締法施行規則の第49条無許可消費数量の規制を ＊6センチ以下の丸玉　100以下＊6～10センチ以下の丸玉30以下＊10～14センチ以下の丸玉　20以下＊大型300本以下の仕掛け一台に緩和していただきたい。 現在、「花火の街」として毎年観客増加傾向にあり地域内花火消費量と機会要求に規制が合致していない。前記規制の緩和による花火打ち上げ機会と賞の向上で観客増加と経済効果増は明らかである。アドバイスをいただきたい。	C	—	火薬類取締法施行規則第49条で定めている無許可消費数量については、消費する者のみなら了周辺の者の安全も確保するという保安上の観点から、現状において容認しうる上限を定めたものである。無許可としている消費数量にあっても、全く危険性がないわけではなく、これ以上上限を緩和するすることはできない。 なお、都道府県知事の許可を要する場合にあっては、都道府県知事の裁量の範囲内で包括的に運用されている事例もあることから、許可権者である秋田県へ相談されたい（なお、各自治体の状況等を知りたい場合は、是非御相談いただきたい。）。	提案主体によれば、無許可消費数量を緩和する代替措置として、例えば地方自治体職員等が消費地に赴き、事故等の不測の事態が発生しても早急に対応できる体制を整備することも考えているようであるが、そのような措置によって本提案の内容を実現することはできないか、右提案主体からの再意見を踏まえて再度検討のうえ回答されたい。	前回、具体的緩和要求については危険であり不可能であるというご指摘でした。 大仙市では、戦前には各家々の前でも花火の打ち上げも行われていました。現在、「花火の街」として毎年観客増加傾向にあり地域内花火消費量と機会要求に規制が合致していません。 別紙（補足資料・安全対策）の安全対策・対応を行い規制を緩和することを再度検討いただきたい。また、規制を緩和するためのアドバイスをいただきたい。	C	—	権限を持った地方自治体の職員が事前に消費地に赴き保安に係る確認等を行うことは、消費許可に際しての事務と事実上変わりなく、むしろ現行の消費許可手続を弾力的に運用することにより、打ち上げ数量・機会が増加している現状に十分対応できると考えられる。また確認事項について は、不測の事故に早急に対応できる体制を整備できていることを確認することに加え、事故を未然に防ぐ措置を施していることを確認することも必要な事務と考えられる。 なお、消費等の許可については、市町村に権限が移譲されている事例や、数量の範囲内で包括的な許可がなされている事例もある。各自治体の状況等を知りたい場合は、是非御相談いただきたい。	1065030	花火ときめきチーム	総務省 経済産業省
110150	バイオガス由来のメタンガスを主成分とした精製ガス（以下、バイオメタンと略す）の高圧圧縮充填に伴う保安統括者の選任要件の緩和	高圧ガス保安法第27条の2、第32条 一般高圧ガス保安規則第64条、第65条、第66条、第76条	圧縮、液化その他の方法で処理することができるガスの容積が一日百立方メートル以上である設備を使用して高圧ガスの製造をしようとする者で都道府県知事の許可を受けた者は、事業所ごとに保安統括者及び保安技術管理者を選任しなければならない。また同許可を受けた者は、製造のための施設の区分ごとに保安係員を選任しなければならない。	現行法で規定されている保安統括者及び保安係員の選任について、安全を保証する措置をとることによって保安統括者が高圧ガス製造施設に常駐することを不要とする。	畜産廃棄物及び有機廃棄物嫌気性処理を行い、同プロセスにおいて発生するバイオガスを精製、エネルギー需要家まで搬送し、化石燃料代替として利用する事業の構築を目指す。その課題となるバイオメタンを圧縮充填する施設毎に保安統括者及び保安係員を選任するコストの削減を検討する。 具体的には、豚や焼酎の生産が盛んな藍水市において、平成18年度から53ヵ年のNEDOの新規エネルギー利用技術フィールドテストを行う。シリンダー容器（ボンベ）にバイオメタンを圧縮充填する際に保安統括者及び保安係員を選任する要件を、適切な安全対策をとることで緩和し、選任のコストと生産現場に部外者が常駐する問題を解決する。	提案理由： 藍水市では、豚糞や焼酎粕の適正処理と、回収したバイオガスエネルギーの供給を検討をしている。しかし、バイオメタンを圧縮充填する際に現行法では保安統括者及び保安係員の選任が必要なため、人件費の増大で生産現場の忌避を招いて事業モデルが拡大しない。 代替措置：<br　対象となる発酵・精製・圧縮の設備が既存技術の組み合わせであり、かつガスの主要な原材料である豚糞の性状も一定していることから、圧縮過程において一般高圧ガス保安規則が定める保安統括者及び保安係員を選任することなく、施設の安定した稼動が可能である。メタンガスを中心成分とするバイオメタンが都市ガスに近い性状であることを監視し、ガス事業者が定期点検や非常時の技術者派遣などの保安管理を行う法、また警報装置や非常停止などの安全対策を施すことで、正式な保安管理の要員を常駐させることと同等の安全確保が図れると考える。	C	—	本事業モデルを実施する者は、そのガスの処理能力から、制度の現状で述べているとおり、第1種製造者として高圧ガス保安法第27条のニに規定する保安統括者、保安技術管理者及び保安係員を選任することが必要とされることろ、提案の代替措置の内容では保安統括者、保安技術管理者及び保安係員の職務の内容を網羅できないため、現行法令に則した対応が必要である。 提案では「バイオメタンが都市ガスに近い性状である」とあるが、バイオメタンと、LNGから製造される都市ガスとではその製造工程が大き く異なるため、保安等について同一に論じることは妥当ではない。 なお、保安係員は常駐の要があるが、保安統括者及び保安技術管理者については、常に連絡が取れる体制が確保されれば常駐の要はない。	バイオメタンの性状に係るデータを示させるとともに、「保安統括者等の選任を要しない水素ガススタンド等設置事業」と同様の弾害防止措置により、現行規定で担保される保安性と同等の保安性を確認することはできないか、右提案主体からの意見を踏まえて検討のうえ回答されたい。	高圧ガスの製造にあたっては、保安係員は圧縮機の作動・停止、製造されるガスの性状や流量の異常の監視及び異常を発見した際の処置を主な職務とする。保安係員は、異常監視と異常時の処置の職務上必要とされる。 NEDOの新規エネルギー利用技術実証試験では、自動遮断装置の設置等、保安係員を選任しなくとも高圧ガス製造設備の安全性を確保することが可能な保安確保策とする。「保安統括者等の選任を要しない水素ガススタンド等設置事業」の先例を参考に、どのような保安確保策をとるべきかを議論させて頂きたい。 また、バイオメタンの安全を保証するガスの性状の基準は、提出した添付資料に示す通りである。ガスの性状の基準について、同様に議論させて頂きたい。	C	—						C	—		1118010	株式会社日本総合研究所、垂水市	経済産業省
110160	圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器を輸送容器として用いるための要件緩和	高圧ガス保安法第48条 容器保安規則第2条	容器に充てんする高圧ガスは、別印において示された種類の高圧ガスでなければならない。 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器は自動車の燃料装置用容器であるため、一般の容器の用に供することはできない。	現行法で圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器を運送目的で使用することを禁止していることに対し、容器を荷台等に適切に固定することにより、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器を運送目的で使用することを可能にする。	畜産廃棄物及び有機廃棄物に嫌気性処理を行い、同プロセスから発生するバイオガスを精製して、近隣のエネルギー需要家まで搬送し、化石燃料代替として利用する事業の構築を目指す。運送コスト削減のため、輸送効率に優れる圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器（高圧(20～24.5MPa)・軽量複合容器）をバイオメタン輸送に使用する。具体的には、豚や焼酎の生産が盛んな藍水市において、平成18年度から53ヵ年のNEDOの新規エネルギー利用技術実証試験を行う。バイオメタンの含有成分制御技術の構築、バイオメタンの容器への高圧貯蔵の安全性の検証は、需要家が求める高品質・低価格のエネルギーを効率的に供給するための要件になる。	提案理由： 藍水市では、豚糞や焼酎粕の適正処理と、回収したバイオガスエネルギーの供給を検討をしている。課題となるバイオメタンの運送コストを本特例措置により削減し、事業モデル構築する。またバイオメタンが容器に与える影響を実証し、圧縮天然ガス自動車容器をバイオメタン運送用容器として利用可能か検証する。 代替措置：<br　圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器は輸送用途に使用できない。運送車両の荷台等に適切に固定することで、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器と同等の環境を確保することが可能である。また、バイオメタンを一定の品質以上に設定することにより、容器性能に及ぼすバイオメタンの安全性を確保した上で、事業期間内にバイオメタンが容器に与える影響を検証する。実証試験により得られた知見を基に、圧縮天然ガス自動車容器のバイオメタン運送自動車用容器への適用可能性を判断することが可能となる。	D	—	高圧ガス保安法では機能性基準を適用しており、現行の制度においても、「容器保安規則の機能性基準の運用について」に基づき、当該容器を一般容器として使用するための容器検査の事前評価の申請を行い、詳細基準事前評価委員会において適合と判断されれば使用が可能である。 なお、事前評価において基準を満たしていると認められるかどうかについては、保証の限りではない。	右提案主体からの意見を踏まえて検討のうえ回答されたい。	NEDOの新規エネルギー利用技術実証試験では、添付資料「写真」に示す手法で、自動車燃料装置用容器を用いてバイオメタンを大量輸送することを検討する。 この検討では、軽量で運送効率の良い既存ガス容器を使用することが求められる。容器を牽引車に固定したままガスの圧縮充填、輸送、及び供給を行なうことで、安全性は確保される。 天然ガスではなくバイオメタンを充填することの安全性の検証については、有期の継続的実証実験で確かめるため、その期間の利用許可を頂きたい。 実証試験への容器適用を認めて頂（には、事前評価委員会による特認が必要となる。今後、事前評価委員会への申請に際してどのような安全基準を満たすべきかを議論させて頂きたい。	D	—						D	—		1118020	株式会社日本総合研究所、垂水市	経済産業省
110170	圧縮水素運送自動車用容器の技術基準を圧縮天然ガス運送自動車用容器と同じにするための要件緩和	高圧ガス保安法第48条 容器保安規則第2条	容器に充てんする高圧ガスは、別印において示された種類の高圧ガスでなければならない。 圧縮水素運送自動車用容器は高圧ガスを運送するための容器であるため、一般の容器の用に供することはできない。	現行法の圧縮水素運送自動車用容器は対象ガスを純水素に限定している事から、バイオガス由来のメタンガスを主成分とした精製ガス（以下、バイオメタンと略す）を圧縮充填して運送する事ができない。バイオメタンの容器への圧縮充填に際して、安全上の支障のない性能を満たすことを条件に、圧縮水素運送自動車用容器をバイオメタンの運送目的で使用することを可能にする。	畜産廃棄物及び有機廃棄物に嫌気性処理を行い、同プロセスから発生するバイオガスを精製して、近隣のエネルギー需要家まで搬送し、化石燃料代替として利用する事業の構築を目指す。運送コスト削減のため、輸送効率に優れる圧縮水素運送自動車用容器（高圧(35MPa)・軽量複合容器）をバイオメタン輸送に使用する。具体的には、豚や焼酎の生産が盛んな藍水市において、平成18年度から53ヵ年のNEDOの新規エネルギー利用技術実証試験を行う。バイオメタンの含有成分制御技術の構築、バイオメタンの容器への高圧貯蔵の安全性の検証は、需要家が求める高品質・低価格のエネルギーを効率的に供給するための要件になる。	提案理由： 藍水市では、豚糞や焼酎粕の適正処理と、回収したバイオガスエネルギーの供給を検討をしている。課題となるバイオメタンの運送コストを本特例措置により削減し、事業モデル構築する。またバイオメタンが容器に与える影響を実証し、圧縮水素運送自動車用容器をバイオメタン運送用容器として利用可能か検証する。 代替措置：<br　圧縮水素運送自動車用容器は、対象ガスを純水素に限定している。その為、バイオメタンガスの高圧充てんはできない。バイオメタンを一定の品質以上に設定することにより、容器性能に及ぼすバイオメタンの安全性を確保した上で、事業期間内にバイオメタンが容器に与える影響を検証する。実証試験により得られた知見を基に、圧縮水素運送自動車用容器のバイオメタン運送自動車用容器への適用可能性を判断することが可能となる。	D	—	高圧ガス保安法では機能性基準を適用しており、現行の制度においても、「容器保安規則の機能性基準の運用について」に基づき、当該容器を一般容器として使用するための容器検査の事前評価の申請を行い、詳細基準事前評価委員会において適合と判断されれば使用が可能である。 なお、事前評価において基準を満たしていると認められるかどうかについては、保証の限りではない。	右提案主体からの意見を踏まえて検討のうえ回答されたい。	NEDOの新規エネルギー利用技術実証試験では、添付資料「写真」に示す手法で、運送自動車用容器を用いてバイオメタンを大量輸送することを検討する。 この検討では、軽量で運送効率の良い既存ガス容器を使用することが求められる。容器を牽引車に固定したままガスの圧縮充填、輸送、及び供給を行なうことで、安全性は確保される。 水素ガスではなくバイオメタンを充填することの安全性の検証については、有期の継続的実証実験で確かめるため、その期間の利用許可を頂きたい。 実証試験への容器適用を認めて頂（には、事前評価委員会による特認が必要となる。今後、事前評価委員会への申請に際してどのような安全基準を満たすべきかを議論させて頂きたい。	D	—						D	—		1118030	株式会社日本総合研究所、垂水市	経済産業省

11 経済産業省（特区第10次 最終回答）

管理コード	具体の事業を実現するために必要な措置（事項名）	該当法令等	制度の現状	提案の具体の内容	具体的事業の実施内容	提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	提案事項管理番号	提案主体名	制度の所管・関係官庁
110180	東京湾岸地域における経済特区	(1) 特許法第107条、第109条、第193条、第195条の2及び産業技術力強化法第17条 (2) 特許法第30条	(1) 特許に関する料金については、第195条において特許出願、出願審査の請求等を行う者の納付しなければならない手数料、特許法第107条において特許権の設定登録を受ける者又は特許権者の納付しなければならない特許料について規定している。 (2) 特許を受ける権利を有する者が刊行物に発表等した後、6月以内に特許出願を行い、所定の手続きをすれば、その刊行物発表等により新規性、進歩性を喪失しなかったものとみなされる。	日本経済の国際競争力を強化していくため、東京湾岸地域の特定地区に集中投資を促すしみとして、法規制の緩和とともに、税の減免や融資制度の拡充など思い切ったインセンティブを講じる経済特区を設置する。	~~1 優遇措置等~~ ~~(1) 進出企業に対する優遇措置~~ ~~① 法人税の軽減（所得から一定額控除、投資減税の実施、特別償却の拡大、投資損失準備金制度の創設）~~ ~~② 登録免許税の免除~~ ~~③ 法人事業税の免除~~ ~~④ 事業所税の免除~~ ~~⑤ 不動産取得税の免除~~ ~~(2) 上記①から⑤の租税特例による地方税減収分の実質的な補填措置~~ ~~2 融資制度・税優遇措置等の拡充~~ ~~(1) 民間都市再生事業計画の積極的な認定~~ ~~(2) 長期都市再生事業計画の認定申請期限の延伸~~ 3 法規制の緩和 (1) 特許料・特許審査請求料の軽減 (2) 特許出願猶予期間の延長	日本経済の国際競争力の強化を図るため、環境・エネルギー、バイオ・ゲノム、研究開発型の産業拠点や国際ビジネス拠点、国際物流拠点の形成を図る企業に対し、特定の地区において法規制の緩和を図るとともに、税の減免や融資制度の創設・拡充など思い切ったインセンティブを講じ、集中投資を促すしみを講ずる必要がある。	C	－	(1) 平成16年4月、審査請求構造の改革等を通じた審査迅速化を目的として、出願から権利維持までの全体の料金水準を引き下げる料金改正を行ったところ「審査実質に近くまで審査請求料を引き上げ、出願料・特許料を引き下げた」。 このような中、特定した地区の一部の産業についてのみ審査請求料及び特許料を減免することは、特許関係手数料の原則である受益者負担、また、特許特別会計の収支相償の観点からも適切ではない。 (2) 特許制度は、我が国全体に最大20年という強力な排他的独占権を付与するものであり、一部地域のみに例外的な特許権付与の手続を導入することは適当でない。 また、特許法30条第1項に規定する制度を利用するにあたっては、本人の発表後6ヶ月以内に出願したとしても、本人の出願より前に他人の出願があった場合には、本人が特許を取得できない点や、本制度と同様の制度が存在しない欧州特許庁等へ出願した場合には特許を取得できない（無効理由となる）点などに留意が必要である。すなわち、我が国の企業が確実に特許を取得し、我が国の産業の国際競争力を高めていくためには、企業に対して、発明ができる限り早期に出願することを促すことが好ましい。このような現状において、我が国においてさらなる猶予期間の延長を行うことは、特定地域であれ、我が国で生み出された発明が十分な保護を受けられない結果を招くおそれがあり、不適当である。 さらに、現在、特許出願猶予期間を含めた特許制度の国際調和に向けて、各国が協力して努力しているところであり、こうした国際的な動向にも十分に留意すべきである。 なお、特許出願のための時間が十分にとれないとの指摘については、大半の出願人がそうしているように、弁理士制度の有効活用を図ることで対応が可能と考えている。			C	－								1072010	東京都	経済産業省
110190	民間資格の取得による弁理士試験の試験科目の一部免除	弁理士法第11条 弁理士法施行規則第3条、第4条	弁理士試験においては、国家資格取得者、国家試験合格者、修士号・博士号を有する者など、一定の能力を有することが、透明かつ公平な手続により認められている者に限り、一部の試験の科目の免除をしている。	弁理士試験において、弁理士法第10条及び弁理士法施行規則の定める試験科目のうち、当該試験科目と同種の難易度がある と認められる民間資格を取得している場合は、弁理士試験の科目免除を認める。	弁理士試験科目と同等の内容、難易度があると認められた民間資格を取得した者が、弁理士試験を受験する場合は、当該弁理士試験科目を免除する。 具体的には、著作権に関する民間資格を取得した者が、短答式試験を受験する場合は、著作権に関する問題を免除、コンプライアンスに関する民間資格を取得した場合には、弁理士試験論述科目である弁理士の業務に関する法律を免除の措置を行う。	当該規定が緩和されることで、弁理士試験の受験者の学習負担が軽減される一方で、高い専門知識を有する人材の輩出に役立つ。また、民間資格の取得者から弁理士試験の受験を検討する人材も想定され、弁理士試験の受験者増加はもとより、知的産立国に向けた人的基盤の整備に大き く役立つと考える。	C	－	弁理士試験における論文式筆記試験（選択科目）の免除は、それに合格した者と同等の扱いをするものであることから、免除の対象となる者については、一定の能力レベルが求められると同時に、透明かつ公平な手続により付与された資格等を有している必要がある。したがって、弁理士法施行規則第4条においては、国家資格取得者、国家試験合格者、修士号・博士号を有する者など、一定の能力を有することが、透明かつ公平な手続により認められている者に限り、一部の試験の科目の免除をしている。 一方、民間団体や企業が独自の審査基準を設けた上で与える資格である民間資格については、法令等による規制がなく、能力レベルの継続性や資格付与基準の透明性・公平性が担保される根拠に乏しいことから、その取得者を免除の対象とすることは不適当である。			C	－								1109250	株式会社サーディファイ、社団法人日本ニュービジネス協議会連合会	経済産業省
110200	商標登録出願手続の行政書士への開放	弁理士法第75条 商標法第5条	商標登録出願等の工業所有権に関する出願に係る手続の代理については、弁理士の専権業務とされている。	弁理士法第75条により、特許、実用新案、意匠若しくは商標又は国際出願に関する特許庁における手続等は弁理士の独占業務とされているが、弁理士が少ない（弁理士過疎地域）で、商標登録出願手続に限り、行政書士も行えるよう、規制を緩和すべきである。	弁理士は全国に約6千名登録しているが、都市部に集中・偏在しており、弁理士が少ない（弁理士過疎地域）で は、企業は弁理士サービスが受けられず、不便を強いられている。企業の利便・地域経済の活性化のため、商標登録の担い手として行政書士を活用すべきである。行政書士は全国に約3万5千名登録しており、全国に満遍なく存在している。行政書士は地域密着の法律専門家として、知的財産権法務（著作権登録、特許・著作権等のライセンス契約書作成等）を行っていが、商標調査・相談等の商標登録出願を支援している実態もある。平成12年の弁理士法改正で、弁理士は「特許等の契約締結代理、ができるようになった（同法第4条）が、一方的に行政書士業務（契約書作成）に乗り入れたものである。相互乗り入れの観点からも、行政書士に商標登録出願手続を認めるべきである。	弁理士が少ない（弁理士過疎地域）で、行政書士が商標登録出願手続を行う。	C	－	商標登録出願の手続代理については、出願前の調査だけでなく、審査段階での意見書の作成等、出願から処分が確定するまで長期にわたる多種の業務に対応することが必要であり、産業財産権全般に関する専門的な知識及び能力が要求される。さらには、審査による商標登録の無効の申立て や不使用による取消しの申立てなどにも適切に対応することが求められる。このような商標登録出願については、産業財産権全般に関する専門的な知識および能力を有しない者が対応する場合、顧客に不測の損害を与えるおそれがあるばかりでなく、産業財産権行政の円滑な運用を阻害するおそれもある。以上から、提案内容への対応は不適当である。 なお、弁理士が存在しない県はなく、少ない地域に対しては、日本弁理士会が各県に地域窓口責任者を配置するなど、弁理士が少ないことによる不便さの解消に努めているところである。	商標登録出願手続に限り、その業務を行政書士に開放することはできないか、右提案主体からの意見を踏まえて検討のうえ回答されたい。	商標登録出願手続については商標に関する「専門的な知識及び能力」が要求されるが、産業財産権全般に関する「専門的な知識及び能力」までは要求されない。現在年間12万件程度の商標出願が行われているが、40%程度は弁理士が関与していない本人出願である。行政書士は弁理士試験の論文式試験の選択科目免除者であり、さらに商標法の研修を義務付けることで、商標登録出願手続を扱う適格性を担保できる。商標登録出願手続を特定の資格者にのみ業務独占を認めている現制度は、利用者である国民の選択肢を狭い、不便を強いるものとなっている。行政書士へ商標登録出願手続を開放して、国民の選択肢を増やし、国民の利便性を向上させるべきである。	C	－	商標登録に係る手続は、出願のみで完了するものではない、最終的に登録となるまでには、出願後における審査官からの通知に対する意見書、補正書等への対応、審判への対応が想定されることから、その出願に当たっては、そうした手続を視野に入れた慎重な対応が求められる。このため商標登録出願の代理業務には、産業財産権全般に関する専門的な知識や能力を有する弁理士が行うことが必要である。 行政書士は、弁理士試験における論文式試験の一部を免除されているに過ぎず、仮に、何らかの形で商標法の研修を受けるとしても、当該行政書士に弁理士と同等の専門的知識及び能力を有しているとは言えない。 「一般国民」が自ら出願等を行う場合には、専ら当該者の責任の下でそれらの手続を行うのに対し、他者が業として代理する場合には、不特定多数の者から対価を受け取ってそれらの手続を行うという意味になり、広く社会に不測の損害を与えることも懸念されることから、これらのケースを同列に論ずることは適切でない。 なお、日本弁理士会は、各県に地域窓口責任者を配置するなど、ユーザーの利便性向上に努めており、地域団体商標を始めとする地域における商標登録出願についても、無料相談を受け付ける等により適切に対応していると承知している。 以上により、①商標登録手続きに限り、その業務を行政書士に開放すること、②商標登録手続業務を専門に行う資格を創設することの提案については、いずれも対応することは不適当である。	商標登録手続きに限り、その業務を行政書士に開放すること	商標権は営業標識を保護する権利で、それ自体創造性は不要である。特許権等は知的創造物を保護する権利であり、自然科学・技術的要素がある。商標制度の目的・仕組みは特許権等と大き く異なり、特許権等の専門知識・能力までは要求されない。 また、商標登録願は、1枚の定型的な書類で、特許権等と大き く異なり、特許権等の専門知識・能力までは要求されない。 特許権等は知的創造物を保護する権利であり、自然科学・技術的要素がある。商標制度の目的・仕組みは特許権等と大き く異なり、特許権等の専門知識・能力までは要求されない。 また、商標登録願は、1枚の定型的なもので、年間約5万件の本人出願が行われており、4分の3程度が登録になっている。行政書士に商標法研修を義務付けることで、弁理士と同等の適格性も担保可能である。 弁理士過疎地域では、弁理士は既存クライアントの特許出願等で多忙であり、企業秘密がライバル企業へ漏洩する利益相反問題もあり、平成19年4月から小売等役務商標制度が始まり、弁理士会の無料相談だけでは解決しない。	C	－	企業活動においてブランド価値の創造は重要である。商標は、その価値を象徴的に伝達する手段であり、知的創造の所産であると言うことができる。 次に、商標登録は本人出願が多いとの指摘については、前回回答したおり、「一般国民」が自ら出願等を行う場合には、専ら当該者の責任の下でそれらの手続を行うのに対し、他者が業として代理する場合には、不特定多数の者から対価を受け取ってそれらの手続を行うという意味において、広く社会に不測の損害を与えることも懸念されることから、これらのケースを同列に論ずることは適切でない。 また、商標登録願は、1枚の定型的な書類。を提出するだけのものではない。通常、登録に先立っては、商標選択を誤りな（的確に行うことで、損害発生を未然に防止することが必要であり、これに関し適切な対応を行うためには、商標制度を含む知的財産制度の専門的な知識及び能力が必要である。 知的財産制度の専門家である弁理士としての資格を得るには弁理士試験（短答式、論文式筆記試験及び口述試験）において、工業所有権に関する法令（特許・実用新案、意匠、商標）の科目に合格しなければならない。行政書士は、弁理士試験における論文式筆記試験の一部を免除されているに過ぎず、仮に、何らかの形で商標法の研修を受けるとしても、当該行政書士が弁理士と同等の専門的な知識及び能力を有しているとは言えない。 弁理士業務については、守秘義務（弁理士法第30条）や利益相反行為の禁止（同法第31条）の規定が設けられているところであり、指摘のような「企業秘密の漏洩」などの行為を防止する措置が講じられており、また、日本弁理士会においても、毎年開催する倫理研修等を通じて、その啓発に努めていると承知している。 小売等役務商標制度については、日本弁理士会の各支部における無料相談や各都道府県の地域窓口責任者の配置に加えて、平成19年1月から3月にかけて、社団法人発明協会支部において、全国47都道府県で無料相談を開催することとしており、制度の確実な普及とユーザーの利便性の向上に努めているところである。	1001010	個人	経済産業省
110210	障害者を多数雇用する企業との優先契約	官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律	官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律第4条に基づき、国は、毎年度、国等の契約に関し、国等の 当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針（以下「国等の契約の方針」）を作成している。 平成18年度の国等の契約の方針においては、中小企業者の受注機会の増大のための従来からの措置を継続し、1(2)に技術力のある中小企業者に対する受注機会の増大を図るための措置を規定している。 当該措置において、国等は、政府調達（公共事業を除く）手続の電子化推進省庁連絡会議幹事会決定「技術力ある中小企業者等の入札参加機会の拡大について」に基づく入札参加機会の拡大措置の一層の活用に努めるものとされている。	障害者が健常者と一緒になって働ける環境を普及させるためには、バードのバリアフリー、グローバルデザインだけでなく、ソフトの面で障害者を受け入れている企業を顕彰し普及させることが重要である。地方自治体や国などが企業から調達しようとする場合に、公平原則だけでなく、こうした障害者に雇用機会を与えている企業を優先して調達することを可能にする。	障害者が健常者と共生できる社会実現を更に一層促進するために、率先して障害者を雇用している企業を顕彰し、他の範とする。	C	－	国の調達は、予算の適正かつ効率的な執行を前提とし、会計法令等に基づき執行されるなかで、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（以下、「官公需法」）は、国等の調達に関し、中小企業者の受注の機会の増大を図るための措置を講じているものの、 提案にある随意契約については、会計法令等の中でその定義が決められているものであることから、官公需法による手当は現状不可能である。	そもそも官公需法が「国等の調達に関し、中小企業者の受注の機会の増大を図るための措置を講じているもの」であるならば、当該提案のように「他の条件が等しければ」「障害者を多数雇用している企業を優先して随意契約を締結するかどうかは、官公需法ではなく、現行制度の範囲内において、各省庁が判断すべきものと「DまたはE」と考えるのがこうが、回答されたい。		E	－								1109100	社団法人日本ニュービジネス協議会連合会	総務省 経済産業省
110220	創業促進特区	官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律	官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律第4条に基づき、国は、毎年度、国等の契約に関し、国等の 当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針（以下「国等の契約の方針」）を作成している。 平成18年度の国等の契約の方針においては、中小企業者の受注機会の増大のための従来からの措置を継続し、1(2)に技術力のある中小企業者に対する受注機会の増大を図るための措置を規定している。 当該措置において、国等は、政府調達（公共事業を除く）手続の電子化推進省庁連絡会議幹事会決定「技術力ある中小企業者等の入札参加機会の拡大について」に基づく入札参加機会の拡大措置の一層の活用に努めるものとされている。	地域における新技術採用品の当該地域内（官庁の試験調達の促進（試験調達制度）及び同採択手続きの合理化	新技術内容を採用例で審査して欲しい。また、試験調達なので、実証実験のつもりで指導願いたい。	「試験調達」制度において、過去の採用実績を記載させるのは制度的に矛盾している。政策的判断で例えば創業5年以内の企業から優先調達（随意契約）することによって、地域産業の興隆を図ることができる。	C	－	試験調達制度については、地方自治法により法的に認められたなかで、現在、いくつかの自治体において実施していると聞いているが、国等の調達は、行政上必要な物品等を国の会計法令等に基づき一般競争入札で購入することを原則としているところ。 なお、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律は、国等の調達に関し、中小企業者の受注の機会の増大を図るための措置を講じているものであり、試験調達制度等について、会計法で認められていない現状から、特例を設けることは不可能である。	当該提案の内容は、産業又は開拓事業の保護育成のための、新技術を採用した製品を国においても随意契約により調達することを求めるものであるとに鑑みると、官公需法ではなく、会計法並びに予算決算及び会計令の範囲内において、各省庁が判断すべきもの（DまたはE）と考えるのがこうが、回答されたい。		E	－	国等の調達は、行政上必要な物品等を国の会計法令等に基づき一般競争入札で購入することを原則としているところ。 なお、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（以下、「官公需法」）は、国等の調達に関し、中小企業者の受注の機会の増大を図るための措置を講じているものであり、提案にある随意契約による試験調達制度等については、官公需法の適用外である。	E	－		1109220	社団法人日本ニュービジネス協議会連合会	総務省 経済産業省